

事業報告の概要

第172回評議員会（平成27年5月22日開催）、第254回理事会（平成27年5月27日開催）において、平成26年度宮城県社会福祉協議会の事業報告および収支決算が承認されましたので、その概要を報告します。
なお、詳細は本会ホームページ（<http://www.miyagi-sfk.net/>）でも公表しています。

平成26年度事業計画に基づき、宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、本県における地域福祉推進の中核機関として、市（区）町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）をはじめ、福祉諸団体、NPO法人、ボランティアなどの幅広い関係者との連携・協働のもと、高い公益性とともに民間法人としての自主性、創造性を発揮して『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組むことを経営理念に掲げ、豊かな福祉社会の実現を目指してきました。

また、東日本大震災による被災地域の再生と被災住民などの自立・生活再建を早期に実現するため、市町村協との連携・協働により支援を行なってきました。

経営方針として、次の項目を掲げ事務事業に取り組みました。

- 1 被災した地域の再生に向けた支援を継続します。
- 2 地域福祉を総合的に推進します。
- 3 福祉人材の確保と育成に向けた取り組みを推進します。
- 4 福祉サービス利用者などの権利擁護活動を推進します。
- 5 社会福祉施設などの適正な運営に努めます。
- 6 法人の適正な運営に努めます。

■ 主な事務事業 ■

1 大震災に係る復興支援

復興庁宮城復興局はじめNPOなど幅広い参加を得て、震災復興定例支援会議を開催し、情報の共有と課題対応を図るとともに、被災沿岸部の市町村協をはじめ関係諸機関との連携・協働により、地域福祉推進の視点から、引き続き、被災地のコミュニティの再生や仮設住宅、災害公営住宅などで生活する被災住民の自立・生活再建に向けた支援を行いました。

また、被災地支援活動の記録誌「復興 明日への絆」を作成し、各関係機関へ配布しました。

2 地域福祉の推進

（1）市町村社協などへの支援と連携
地域住民が支え合うまちづくりを推進するため、市町村社協の地域福祉活動計画の策定支援や研修会などをおして職員の育成とスキルアップに努めました。

また、社協のネットワークで運営している事業などを活用して地域住民などへの相談・生活支援のシステムづくりをはじめ、地域のニーズに対応するサービスの開発や政策などが電話や面接による相談を実施しました。

へ働きかけなどを実践するコミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）の育成を推進してきました。

民生委員児童委員などと連携して生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業などを利用する方々へサービスを提供し、また、民生委員児童委員のスキルアップを目的とした階層別研修を実施しました。

（2）生活困窮者支援の推進

生活困窮者自立促進支援モデル事業へ取り組む市町村社協に対し、情報提供や研修会の開催などの必要な支援を行いました。

（3）ボランティア・市民活動への支援

市町村社協ボランティアセンターとの連携により、多様なボランティア活動や市民活動に対する支援を行いました。

大規模災害時における災害ボランティアの受入体制を整備するため、県及び市町村災害ボランティアセンター運営訓練をおして従事者の育成に努めるとともに、研修会などを実施し人材のスキルアップを図りました。

また、障害者の社会参加の手段として、知的障害者居宅介護職員初任者研修を就労支援の一環として実施しています。

3 社会福祉の人材確保と育成

（1）福祉・介護人材の確保

福祉・介護人材の確保を図るため、福祉人材無料職業紹介事業による福祉の職場などへの紹介と斡旋をはじめ、就職面談会や就労・定着支援研修会を実施しました。

また、介護福祉士などの養成校やハローワークなどと連携し、介護福祉士等修学資金貸付事業、福祉・介護人材マッチング支援事業による福祉人材の確保に努めました。

（2）専門性の高い福祉・介護人材の養成

介護支援専門員実務研修受講試験（全国一斉）をはじめ、介護支援専門員の専門研修・実務研修や社会福祉従事者研修、障害者相談支援従事者研修、喀痰吸引の指導者養成研修・基本研修などを年間計画に基づいて計画的に実施し、福祉・介護人材のスキルアップに努め、福祉施設・事業所などの福祉サービスの向上を図りました。

4 福祉事業者への経営支援の実施

（1）福祉事業者への経営支援

社会福祉法人・福祉施設などの支援については、前述した福祉・介護人材の確保のほか、健全な法人運営を確立するための弁護士・公認会計士・社会保険労務士の専門相談員などによる社会福祉施設経営相談事業を継続的に実施しました。

また、被災地の地域福祉活動指針（ガイドライン）の普及に努め、市町村社協などのネットワークを強化し、災害時における救援活動の支援体制の整備を進め、6月1日には、今後の大規模災害の発生に備え、県内の全ての社協が「災害時相互支援協定」を締結し今後の支援の方向性を確認することができました。

（4）生活福祉資金貸付の適正な運営

市町村社協と連携して経済的困窮者や高齢者、障害者、低所得者世帯などの生活実態を把握し、その世帯のニーズに即した生活福祉資金の貸付業務を行い自立支援に努めるとともに、適正な債権管理を行いました。大震災により被災した世帯に対し、生活福祉資金における生活復興支援資金の貸付を実施しています。また、大震災直後に実施した緊急小口資金特例貸付の最終償還期限到来に伴い更なる償還促進に努めました。

（5）元気高齢者への社会参加の支援

高齢者のスポーツや文化活動をおして生きがいや健康づくりを促進するため、高齢者のスポーツ・文化の祭典である第27回全国健康福祉祭

とちぎ大会（ねんりんピック栃木2014）への選手派遣や宮城シアア美術展を開催しました。

（6）中国帰国者などの支援

中国帰国者支援・交流センターの運営（日本語学習・講座・交流事業・就労援助など）をおして中国帰国者が地域で安心して暮らすことができるように支援しました。

東北圏域の自治体などと連携し、一般県民と帰国者との移動交流会や研修会などを実施し支援の輪を広げ、地域の中の支援体制構築に努めました。

（7）各種団体との連携・協働

団体支援窓口を設置し、種別を超えた情報交換会を開催するとともに、必要に応じて関係する種別協議会の共通課題などを国、県、全社協への要望や提言として取りまとめ7月15日に提出しました。また、今後は「災害福祉広域支援ネットワーク」の構築へ向けて検討を進め、更なる連携・協働を図り取組む予定となっています。

（8）高齢者への総合相談の実施

高齢者及びその家族などが抱える

